

令和7年12月22日
植物防疫所

携帯品検査でポメティア・ピンナタ生果実からミカンコミバエ種群が発見された事例に伴う輸入検疫措置の実施について

今般、携帯品検査において輸入されたインドネシア仕出しポメティア・ピンナタ生果実（ムクロジ科、*Pometia pinnata*）から、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）別表2の2項において特にリスクの高い検疫有害動物として寄主植物の輸入を禁止しているミカンコミバエ種群（*Bactrocera dorsalis* species complex）が発見されました。

このため、諸外国に対してSPS緊急通報により我が国がポメティア・ピンナタ生果実をミカンコミバエ種群の新たな寄主植物として、輸入を停止する旨、令和7年12月22日に通知しました。

つきましては、今後、ポメティア・ピンナタ生果実の輸入検査においては、下記により対応を行うこととしましたので、お知らせします。

記

1. 対象植物

ミカンコミバエ種群の発生地域から輸入されるポメティア・ピンナタ生果実

2. 輸入検査

- (1) 令和7年12月22日以前に発給された検査証明書を添付し輸入された対象植物は、規定の検査数量について、綿密検査を実施する。
- (2) 令和7年12月23日以降に発給された検査証明書を添付し輸入された対象植物について、廃棄を命ずる。

○ SPS緊急通報 (G/SPS/N/JPN/1379)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/G/SPS/NJPN1379.pdf&Open=True>